

事務連絡
平成28年4月1日

所属長各位

市民協働課長

市民参加手続の運用の一部変更について（通知）

このことについて、日進市自治推進委員会からの答申を受け、下記のとおり運用を一部変更いたしますので、適切に実施されますようよろしくお願いいたします。

記

1 日進市自治推進委員会からの答申趣旨

市民参加の手続については、2 つ以上の方法による実施が全庁的に定着されたものと確認できたことから、今後は対象事項の性質ごとに、最も効果的かつ効率的な手法を定め、相応な手続が実施されているかを評価することを求める。

2 変更点

（旧）2 つ以上の方法で実施する。

（新）表1を参考に対象に応じた望ましい手法を選択した上で、2 つ以上の方法で実施する。（◎の手法で2 つ以上実施する。）

表1：市民参加手続の対象と方法

	基本構想		基本条例		義務権利条例		生活影響制度		公共用施設 設置計画	
	策定	変更	制定	改廃	制定	改廃	導入	改廃	策定	変更
附属機関等	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	◎
ワークショップ	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	◎	○
パブリックコメント手続	◎ (必須)	◎ (必須)	◎	◎	○	*	○	*	○	○
意向調査	◎	○	○	◎	○	◎	◎	◎	○	◎
意見交換会・公聴会	○	○	○	◎	○	○	◎	◎	○	○
説明会	○	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
縦覧	(対象事項の意見聴取法定手続が縦覧とされている場合に限る)									

凡例 ◎：非常に適している ○：適している

*：内容の変更を伴わない軽易な改正の場合は非常に適している